

【HiPayment サービス会員約款】

2026年2月16日からHiPayment サービス会員約款（以降、「約款」といいます）を下記のとおり変更いたします。

変更内容につきましては、変更前（2025年2月15日まで有効）と変更後の約款（2026年2月16日から有効）をあわせてご確認いただきますよう宜しくお願ひ申し上げます。

変更前の約款（2026年2月15日まで有効）	変更後の約款（2026年2月16日から有効）
<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。</p> <p>(2)会員は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号の何れにも該当しないことを表明し確約します。</p> <p>①反社会的勢力であること</p> <p>②反社会的勢力が経営を支配していること</p> <p>③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること</p> <p>④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと</p> <p>(3)会員は、反社会的勢力と次の各号の何れの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約します。</p> <p>①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係</p> <p>②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係</p> <p>③その他社会的に非難されるべき関係</p> <p>(4)会員は当社に対して、次の各号の何れの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>(5)会員は、自らが本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」といいます）が、第2項各号の何れかに該当し、第3項各号の何れかの関係を持ち、または前項</p>	<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。</p> <p>(2)会員および当社は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号の何れにも該当しないことを表明し確約します。</p> <p>①反社会的勢力であること</p> <p>②反社会的勢力が経営を支配していること</p> <p>③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること</p> <p>④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと</p> <p>(3)会員および当社は、反社会的勢力と次の各号の何れの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約します。</p> <p>①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係</p> <p>②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係</p> <p>③その他社会的に非難されるべき関係</p> <p>(4)会員および当社は相手方に対して、次の各号の何れの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>(5)会員および当社は、自らが本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」といいます）が、第2項各号の何れかに該当し、第3項各号の何れかの関係を持ち、</p>

<p>各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを確約します。</p> <p>(6)会員は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報に必要な協力をを行うことを確約します。</p> <p>(7)会員が前5項の表明または確約の何れかに反した場合には、当社は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができます。</p> <p>(8)当社が前項の規定により本契約を解除した場合には、会員に損害が生じても、当社はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。</p>	<p>または前項各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを確約します。</p> <p>(6)会員および当社は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力をを行うことを確約します。</p> <p>(7)会員または当社が前5項の表明または確約の何れかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができます。</p> <p>(8)会員または当社が前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除した者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。</p>
---	--